

## 保有個人データ開示等要領

### (目的)

**第1条** この要領は、公益財団法人日本教育公務員弘済会新潟支部（以下、当支部という。）の個人情報保護方針第7項（保有個人データの開示、訂正、利用停止、消去について）並びに個人情報管理規程第17条（保有個人データに関する権利）に基づき、保有個人データの具体的開示方法等を定めることを目的とする。

### (開示等)

**第2条** 当支部は、保有個人データに関して開示・利用目的の通知の依頼があった場合には、本人からの依頼であることを確認のうえ、法令の定めにしたがい、特別な理由がない限り、必要な範囲内で、当支部の定めるところにより、開示・利用目的の通知を行う。

### (受付)

**第3条** 開示等申込は、当支部の保有個人データに関する窓口で行う。苦情及び相談も同様とする。

### (手数料)

**第4条** 開示又は利用目的の通知を請求する場合は、以下の手数料を必要とする。なお、それ以外の請求の場合、手数料は必要ない。

料金：1,000円（1件当たり、※定額小為替証書による支払い）

※定額小為替証書は、郵便局で発行している。額面1,000円の証書を購入し、必要書類とともに送付すること。

### (訂正、利用停止、消去)

**第5条** 訂正については速やかに、利用停止・消去については、諸事業運営に支障のない限り、必要な範囲内で、当支部の定めるところにより、応じる。期間は原則3ヶ月以内とする。

### (要領の改廃)

**第6条** この要領の改廃は、支部幹事会の議を経て行う。

制定 平成17年4月1日

施行 平成17年5月17日